

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部の  
施行期日を定める規則を公布する。

平成29年3月30日

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団規則第4号

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条  
例の一部の施行期日を定める規則

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27  
年大阪広域水道企業団条例第7号）第2条の規定の施行期日は、平成29  
年5月30日とする。